

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和元年9月24日（火） 午前10時 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）国 頭 靖  
石 橋 佳 枝 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介  
尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 西 川 章 三

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

#### 【総務部】 辻部長

永瀬防災安全監

[秘書広報課] 土井課長

[総務管財課] 瀬尻課長

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 田渕危機管理室主任

[調査課] 塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐 野津行財政調査担当係長

[職員課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事担当課長補佐 楠担当課長補佐

[財政課] 下関課長 足立課長補佐兼総括主計員 大塚主計員

[契約検査課] 石田課長

#### 【総合政策部】 八幡部長

[総合政策課] 長谷川課長 倉本まちづくり戦略室長 松本広域行政推進室長  
遠藤広域行政推進室主任

[都市創造課] 若林課長 相野課長補佐 足立都市政策担当課長補佐  
深田都市政策担当係長

[情報政策課] 堀口課長 最上課長補佐 前島係長

#### 【淀江振興本部】 高橋本部長兼淀江支所長

[淀江振興課] 橋井次長兼淀江振興課長

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 佐藤議事調査担当主任

### 傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員

戸田議員 又野議員 三鴨議員 渡辺議員

報道関係者3人 一般1人

### 審査事件及び結果

議案第68号 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について [原案可決]

議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について [原案可決]

議案第70号 米子市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条

例の制定について

[原案可決]

議案第76号 工事請負契約の締結について

[原案可決]

**報告案件**

- ・第3次米子市行財政改革大綱実施計画の推進状況について [総務部]
- ・新市まちづくり計画の進捗状況について [総合政策部]
- ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて [総合政策部]
- ・淀江地区光ファイバ網整備事業の進捗状況について [総合政策部]

**協議事件**

- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

**午前10時00分 開会**

**○門脇委員長** ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案4件について審査いたします。

初めに、議案第68号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

**○松田職員課長** 職員課の松田でございます。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。そういたしますと、議案第68号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、議会運営委員会での資料1の1ページからを使いまして、御説明をさせていただきます。

説明の前に、なぜ会計年度任用職員制度が導入されることになったかを簡単に申し上げますと、現行のいわゆる臨時・非常勤職員におきまして適正な任用・勤務条件を確保することを目的に、任用の基準、要件を明確化するとともに、正職員と同様な期末手当の支給を可能とするなど、統一的な取り扱いが定められることになったものでございます。

それでは、改めまして、議案第68号の説明に入らせていただきます。この条例の制定は、地方公共団体におけます行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するために、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、先ほどのとおり会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、本市におけます会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額、並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

主な制定内容といたしまして、会計年度任用職員を大別いたしまして、大きな1の常勤及び大きな2の短時間勤務に分けた上で、(1)給与の種類、(2)給料又は報酬、(3)各手当及び(4)通勤等に係る費用弁償に関する規定の制定、また2ページの大きな3、本市の特別職とされている交通安全指導員、隣保館長及び公民館長について、職の整理を行うことにより、交通安全指導員については業務の委嘱への切りかえ、隣保館長及び公民館長については会計年度任用職員として短時間勤務の一般職への切りかえを行おうとするこ

とに伴い、所要の整備を行うものでございます。

なお、当条例案につきましては、国が示しております制度改正の趣旨を踏まえた内容で定めることとし、現行の本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に準じた規定としております。簡単ではございますが、議案第68号の説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 先ほどの御説明の2点目で言われました、私、ちょっと聞いてみたいのは、交通安全指導員について。公民館長は事前に聞いておりましたから大体理解はしておるんですけど、交通安全指導員についてなんですけど、その身分がこれまでは特別職ということの位置づけで、極端に言えばすごく誇りを持って、市長から任命をされて、よし、やるぞと。全国的にもそういう職員さんたち、一生懸命頑張ってるんだというような、非常に誇りを持った職種であるんですけど、今回の整理で、身分が私人になる。それから、保険等は民間の保険で賄います、報酬等は今までに準じたものでっていうような感じで、委嘱しますというようなことをちょっと耳にしました。その際、いろいろ実は内部で意見が出たのを、私もちょうど内部におりましたもので、ちょっとお話をしますと、今まですごく自分たちは交通安全指導ということで、そういう業務に関して非常に誇りを持ってやってたんだと。ところが、何かそういう扱いされると、じゃあもうやめてもいいんじゃないかとか、そんな、米子市のいろんな諸行事もお手伝いなんかしてもいいじゃないかなんていう極端な意見もちらほら出ておりました。だから、そういう線引きというか、その整理をされるに当たって、聞きたいのは、全国的な状況はどうなってるのっていうことが一つと、私人にするというようなことで、その判断に至る経過というか、そこのところをちょっと聞いてみたいと思います。

**○門脇委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** 交通安全指導員の職の切りかえということでの御質問をいただきました。まず、全国的な流れといたしましては、県内他団体にもこのような職種がございますので確認をいたしましたところ、やはり業務の委嘱でもって、会計年度任用職員の制度とは別に組み立てるというような状況を伺っております。職自体が、子どもたちの交通安全を担っていただいているという重要な任務をしていただいておりますが、このたび特別職という考え方からはちょっとやはりある一定の線を持って、特別職ということにはならないかなという考え方のもと、会計年度任用職員ではございませんけれども、業務の委嘱をすることによって、引き続きそういった安全の確保ということには努めてまいりたいと考えております。私人ということにはなりませんけれども、今までの特別職という公務員からは職が変わりますけれども、これまで同様にそういった職務は担っていただきたいというふうには考えています。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** ぜひ、結構その話がぼんと交通安全指導員会のほうでも出たんで、ちょっとざわついたというか、気持ちの整理が全然できてないと。もうちょっとその辺、丁寧な説明が事前にあってしかりなのかなっていうのは、ちょっと指摘をしておきたいと思います。すごくあれ、誤解を招きますので。それで、できることならば、まだこれは来年4月から

なんですよね、任用は。それまでのところで、これもうちちょっと理解できるような説明と、場合によっては委嘱という物の考え方を再度ちょっと考えていただけないかなと。単純に私人ってなると、本当に何のためにやってるんだってという気持ちにもなりやせんかなと思うんですけど、いかがですか。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今の御指摘、きちんと受けとめたいと思います。今、担当課長のほうから説明しましたが、この問題は従来、非常勤とか臨時的任用というものが法的には位置づけられていたんですけど、必ずしも具体的な任用制度としての詳細な規定がなかったということに原因があります。今回、これが国において法制化されて整理されると。

交通安全指導員さんの場合は、問題なのは、他の自治体も同じ認識ですが、いわゆる労働の対価としての報酬といったようなもので、必ずしも現在お支払いしている報酬額というのが構成されていないんです。非常に安価な、お礼的な金額で、まさにボランティアとしてやっていただいているということでありまして、これはもう労働法制の中で整理しようとすると、1時間当たり幾らといったような単価で計算して、それをお支払いするというところに移行するかどうかという話になるんです。もちろんそういう選択肢もあるわけですが、多くの自治体で、これまで担っていただいた役割をしっかりと引き続き担っていただくこと、そして、もちろん事故等への対応はきちんとさせていただくこと、そして身分は変わりますけども、委嘱という形でしっかりとその職は位置づけるということで、従来どおりの処遇といいましょうか、ボランティア的な要素も含む、非常にわずかな額で恐縮なんですけども、そういった報酬、いわゆる謝金といったようなもので対応させていただくということが一番現実的な解決策じゃないかと、こういうことになっております。

関係者に対する説明が十分でないということはきちんと肝に銘じて、改めてその辺の考え方、そして引き続き重要な役割を担っていただくということに対する感謝と敬意を持って、関係者の皆様方に説明してまいりたいと、このように思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほど御説明にありましたが、常勤と短時間職員に分かれるわけですが、短時間職員の中にはどういうものが含まれるのか。今まででしたら非常勤だった人がここに該当する、それ以外にも短時間になる人っていうのは。

**○門脇委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** 基本的には、週30時間でお働きいただいている、いわゆる非常勤職員さんが会計年度任用職員の短時間勤務ということで、基本的には30時間の同時間でお勤めいただくというふうには考えております。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** この議会には陳情が上がってるんですけど、学校司書の待遇改善を求める陳情というのが上がってます。学校司書は今、非常勤職員っていうことになっています。ちょっとこの間お伺いしたところ、夏休みの一月は雇用が切れてると、なので賃金がないっていう扱いです。他の非常勤職員の方については、そういう雇用が切れたり、一月給与が出ないみたいなことはあるんですか。

**○門脇委員長** 松田職員課長。

○**松田職員課長** 学校図書職員のことについてお尋ねいただきましたが、現状といたしましては、夏休みの期間中は今のところは任用がないということになっております。そういった職員は、現在のところはいないというふうには考えておりますが。

○**門脇委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** これは、また陳情のところでもお話しすることになりますけれど、学校図書館というのが、夏休みは基本生徒が休みだからという考えだと思うんですが、まず一つは、給与がない一月というのは、働き方としては本当に劣悪だと思います。12カ月勤めても、1カ月は任用されていないにしても、12カ月暮らすのに11カ月分の給料で暮らせという意味ですから、そういう意味で言うと、まずもって、そういう状態っていうのは改善されるべきだというふうに思いますし、学校図書館の司書っていうのは、生徒がいて貸し出しなんかがある業務に対応するっていうだけではなくて、本の受け入れをして、分類をして、図書館の体系の中に位置づけて、それがちゃんと利用できるようにしておくとか、一遍配架したのもも常時整理したりとか、傷んでくる本を修理したりとか、いろんな業務があるので、夏休みって結構そういうことが、生徒が出入りしない間にできたりするんですよ。だから、そういう意味も含めてぜひ検討を願いたいなというふうに思います。夏休みの期間の雇用がないことについて。

○**門脇委員長** 松田職員課長。

○**松田職員課長** 委員さんおっしゃいますとおり、図書の重要性、本の読み聞かせ等々重要な部分は相当あると存じております。その中で、現在夏休みは任用がないというところがございまして、教育委員会におきまして、そこらあたり、会計年度任用職員という制度も始まりますので、理解を持ってまずは考えていきたいというふうなことになろうかと思えます。

○**門脇委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と声あり〕

○**門脇委員長** それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○**門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

○**松田職員課長** 続きまして、議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。議運資

料でまいりますと2ページからとなります。

この条例の制定は、先ほどの議案第68号と同様に、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、本市におけます関係する条例について所要の整備を行おうとするものでございます。

主な整備内容といたしまして、1つ目は、本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例におきまして、常勤の会計年度任用職員を加えようとするものでございます。2つ目といたしまして、本市職員の育児休業等に関する条例及び本市一般職の職員の給与に関する条例におきまして、それぞれ会計年度任用職員の関係規定の整備を行おうとするものでございます。3つ目といたしまして、議運資料3ページの大きな4でございしますが、本市職員の退職手当の支給に関する条例におきまして、短時間勤務職員の会計年度任用職員を除外しようとするものでございます。4つ目といたしまして、本市職員等の旅費に関する条例におきまして、常勤の会計年度任用職員を旅費の支給対象に加えようとするものでございます。そのほか、本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例など4条例におきまして、会計年度任用職員を加えるなど、所要の整備を行おうとするものでございます。

なお、当条例案につきまして、先ほどの議案第68号と同様に、国が示しております制度改正の趣旨を踏まえた内容で整備しております。簡単でございますが、議案第69号の説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、米子市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

**○松田職員課長** 続きまして、議案第70号、米子市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。議運資料でございますと3ページからとなります。

この条例の制定は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布されましたことにより、地方

公務員法が公布の日から六月を経過した日である本年12月14日に施行され、職員の欠格条項及び失職事由から成年被後見人等に係る規定が削除されることに伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

このたびの地方公務員法の一部改正においては大きく2点ございまして、1点目、成年被後見人等は職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする規定の削除。2点目、職員は成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定の削除となったことを踏まえまして、本市職員の分限の手續及び効果に関する条例、本市一般職の職員の給与に関する条例、本市職員の退職手当の支給に関する条例及び本市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例におきまして、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した場合に係る規定を削除すること等が主な改正内容でございます。

なお、当条例の施行期日につきましては、先ほどの地方公務員法の改正に合わせまして、本年12月14日を施行日にしようとするものでございます。簡単ではございますが、議案第70号の説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第70号、米子市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

三木防災安全課長。

**○三木防災安全課長** 議案第76号の工事請負契約の締結についてを説明いたします。本議案は、米子市無線放送施設更新工事の第4期につきまして、公募型指名競争入札により入札いたしました結果、島根電工株式会社米子支社・栄和電気工事有限会社・美保テクノ株式会社特定建設工事企業体と4億1,800万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

岡田委員。

**○岡田委員** これは、この4期目でもう終わりですか、計画そのものは。

**○門脇委員長** 三木防災安全課長。

**○三木防災安全課長** 4期が最終期でございます。平成28年から4年計画で行っている

ものです。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時24分 休憩**

**午前10時26分 再開**

**○門脇委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から1件の報告を受けたいと思います。

第3次米子市行財政改革大綱実施計画の推進状況について、当局からの説明を求めます。

東森調査課行財政調査担当課長補佐。

**○東森調査課行財政調査担当課長補佐** そういたしますと、第3次米子市行財政改革大綱の推進状況について御報告いたします。お手元に資料があると思いますけれども、資料の確認と見方について説明させていただきます。まず、A4の表裏の委員会資料が1枚ございます。それと、A4をとじた行革大綱の実施計画が1冊ございます。そのとじたほうの資料が、大綱の実施計画の推進状況の本体でございまして、計画期間5カ年間の進捗状況と、それと巻末に財政効果額の一覧表がつけてございます。一方で、A4の1枚のものっていうのが、平成30年度中の取り組みを抜粋したものでございます。

こちらのA4、1枚をごらんいただきたいと思います。平成30年度中の新たな財政効果額を生んだ取り組みを中心に、簡単に御説明させていただきたいと思います。先週の決算分科会の答弁とも重複して大変恐縮なんですけれども、新たな財政効果を生んだものといましては、表面、大きな2番のコスモスの民営化の推進と、それから、表面の一番下の自治体情報システムのクラウド化の推進。そして、裏面に移っていただきまして、裏面の中ほど、大きな6番の(2)番の2、給食委託金の見直しの実施というのがございます。そして、同じ6番の(4)、多様な歳入対策の推進というところで、ガバメントクラウドファンディングを利用した花火の予算の補強というのがございました。この辺が平成30年度中の新たな取り組みであったと把握しております。

一番下に財政効果額を載せておりますけれども、財政効果額の算出の仕方というのが、平成26年度、つまり、大綱の策定前の年と比較してどうであったかというところではかっております。これによって算出した財政効果額の合計は、平成30年度、目標の4億円に対しまして、約5.8億円。計画期間内5年間の累計目標は、目標15億円に対



して、25億円を超える見込みとなっております。簡単でございますけれども、報告は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** これはちょっと表のほうには出てないんですけども、漠然とした話で申しわけないんですけど、例えばICTとかIoTとかっていうようなことを活用していくと経費削減になるっていうようなことをよく聞くんですけど、民間企業なんかでよく言われると思うんですけど、そういう側面ってというのは、経費節約がどれぐらい行われているのかっていう、そういう数値ってというのはないわけですか。ここにある自治体情報システムのクラウド化の推進とかっていう部分に削減効果額ってというのは出てるんですけど、もうちょっと大きな意味での削減額ってないんですか、数値としては。

**○門脇委員長** 東森課長補佐。

**○東森調査課行財政調査担当課長補佐** ICTを活用した取り組みの財政効果額についてでございますけれども、専ら、ここに書いてあるクラウド化については、算出の仕方というのが、結局、複数の市町村でもって共同調達、共同運用することによるスケールメリットということになってまいりますので、今後、具体的に取り組みが出てまいりました場合には、同じような感じの出し方で算出をしていきたいと思っております。次の4次大綱の主眼となってまいりますのが、そのICTを活用しました行革というのが結構なトピックになってくると思いますので、しっかりとした財政効果の算出の仕方というのを研究していきたいと思っております。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 要は、例えば2000年代の初頭ですかね、政府の電子化というようなことで、それでかなり人員削減ができるみたいなことを政府が言っていた時期もあったと思うんですけど、要は本来の提供すべき行政サービスの質を落とすことなく、行政コストを下げていくんだということやってきたんだらうと思うんですけど。我々もそれを判断させてもらうときに、そういう側面での数字がもう少し、個々にということだけじゃなくて、全体として出してきていただかないと、例えば人員の適正化というようなことでも出しておられますけど、人員の適正化がどういった側面で判断していけばいいのか。行政サービスそのものが、質が低下してないということが大前提になっていくんだらうと思うんですけど、そのあたりのところの評価の仕方ってというのがよくわからないので。だから、職員の人数の適正化っていうことも出しておられますけど、何をもって適正なのか。それで、例えば市民の方にとってみると、行政サービスそのものの質が下がってないのか、下がってるのか、その辺のこともちょっとよくわからないまま、とりあえず業務をこなすのはこの人数でこなしてますよと。だけど、結果、提供してる行政サービスが市民の方にとってそれでいいのか悪いのかというところがはっきりちょっとわからないっていうところがありまして、もう少し議会で議論するときにも、そのあたりの材料を提供していただきたいなど。特に行革っていうことになりまして、どこかにそのひずみが行ってしまっていて、言いは悪いんですけど、損失をこうむる人も出てくるんじゃないかと思うんです。これは、市民の皆さんの中もそうですし、職員の皆さんの中にもそういう部署にいる方っていうの

がおられるんじゃないかと思うんですけど。そのときに、きちっとした議論ができるように、やっぱり材料をもう少しわかりやすく出してほしいと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

**○門脇委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 御指摘はごもっともだというふうに思っております。本年度、御承知ですが、自治体スマートプロジェクトということで、他自治体と一緒にA I化やR P A化の取り組みに着手しておりますが、実はまだこういう取り組みについては着手して間もない取り組みでございまして、実際、具体的にやる事務のどういう事務を扱うかというようなことに関しても効果が変わってまいりますし、定量的に効果を測定するようなすべをいまだ持っていないのが実情でございまして。こういう実験的な事業や、継続的にこういう事業を進めてまいりますので、こういうことをこういうような手法を用いればこれだけってというような定量的な、そういう効果測定の基準、そういうものがこれから恐らく出てくると思いますので、そういうものは逐次お示しをしながら、この事業を進めてまいりたいと考えております。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひとも、議論していく上でも、議論がしやすいと言ったらおかしいですけども、議論ができる材料をぜひ提供していただくように要望しておきたいというふうに思います。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 本会議でしたっけ、例えば保育関係のやつで、今まですごく人海戦術っていうか、事務作業が多かったものが、非常に短時間で、入所の中の話でしたっけね。そこで、今度そういう事務作業的な業務がぐっと圧縮できれば、当然それで浮いた人材をどう活用するかっていうことが今後の課題になってくると思うんです。

やっぱりさっき岡田委員も言われたように、サービス低下を防止するということになると、例えばそれを今度はフェース・トゥ・フェースで、ちゃんと相談とかいろんなことを人と人が介してできることとか、そういった考え方を、今後の人材活用の考え方をあわせて出させていただくってというようなことをすれば、さっき言ったような評定というか、見方がこっちもわかりやすくなる。その辺について、いかがですか。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今の御指摘、そのとおりでありまして、先ほど担当のほうからも御説明で触れましたが、第4次の、来年度からの行革の大綱の大きな柱になると思っております。

先ほど中田委員さんのほうから話がありましたが、まず米子市で最初に本格的に入れてみずのが、保育所の選考業務、これは当初予算で予算をお認めいただいております。他自治体で既に導入が始まっております。効果として、何人もの人間が手作業で何日もかけてたのが、数十秒で終わってしまうということや、その結果として、保育所入所の選考の通知を大体1カ月ぐらい前倒しで発給できるといったような効果が他の自治体でも既に検証されております。おくれればせながらというわけではなくて、まだまだ入れてない自治体がたくさんありますので、その中では比較的早いほうだと思いますが、本市も今年度末の選考業務からやらせていただきますし、それ以外もこれから本格的に入れてまいります。

入れる中心は、まず内部事務が中心になります。直接住民サービスに影響のない、内部

でやってる事務処理ですね。わかりやすく言いますと、住民の皆さんからきた申請書をOCRで読ませて、手作業で入力してたのを全部機械でどんどん読ませてというような作業ですとか、それをロボティック・プロセス・オートメーションで自動的に処理していくといったようなことをどんどん入れてまいります。そうしますと、バックヤードの人員が大きく削減される、かつ精度は落ちない、そして速度が上がる。先ほど保育所選考で申し上げたとおりであります。

ただ、正直に言います。これはこれで、結構コストがかかります。IoTとかAIとかって、必ずしも安いものではありませんので、コストはかかります。そのコストとその効果というものをしっかり比較検証しながら、あるいは議会にも情報提供しながらやりたいですし、それからもう一つは、今委員から御指摘があったとおりです、そこで浮いた人員が丸々減っていくということが望ましいわけですが、一方で行政需要の多様化というのがあります。わかりやすい話が、さまざまな住民サービスが対人でなきゃできない部分っていうのがあります。これは改めて申し上げるまでもありません。そこの辺の部分の人員を逆に充実していく。あるいは、また今後御議論いただきますが、公民館をもっともっと地域のセンター機能をやっていこうと、そういった場合の、じゃあ公民館の人員体制どうするのかといったようなことも出てまいります。内部の間接事務をいかに機械化して、そこで出た余力をいかに最前線に配置していくかと、こういう流れが出てきます。そういったようなことで、4次行革を取りまとめて、また御議論いただきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○門脇委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** ただいま副市長が4次行革のことにちょっと言及しましたので、参考までに、4次行革の策定のスケジュールを簡単に申し上げておきたいと思っております。今のところ、こういうふうを考えております。今年度が第3次行革最終年度でございます。大方、年内に一つのめどをつけまして、今年度の見込みを立てて、それをもとにこの5年間の取り組みの総括をしていきたいというふうに思っております。その総括を踏まえて、先ほど副市長が申し上げたように、例えばそういった人員の再配置、そういったこともひっくるめまして、第4次行革の骨子をつくりまして、これを総括とあわせて年度内に皆様方にお示しをしたいと。そこでいろいろ御意見をいただいて、年度当初早々に4次行革の大綱及び計画をお示ししたいというふうに考えています。

それと、令和元年度の最終実績に関しましては、例年の滞納整理の状況ですとか決算の状況を踏まえまして、ことしはこの9月に30年度の報告ということにさせていただきまして、それを9月を待たずに報告ができるようになりましたら、すぐに令和元年度単体になりますが、最終報告ということで、単年度報告は別途させていただくような格好にしたというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

岡田委員。

**○岡田委員** 済みません、この1枚物の、歳入確保対策の推進というところの、3番の遊休地等の売却推進っていうのがあるんですけども、歳入確保ということで、税料なんかの収納率の向上とかってというようなことっていうのは、当然ですけど、市民の皆さんに対して、いろんな状況の中でお支払いをしていただく、スムーズにお支払いしていただける

方ばかりではない中で引き上げていくという作業を皆さんにさせていただいてるんですけども、簡単に言うと、この遊休地の売却なんていうのは誰にも迷惑をかけない話でして、それで歳入が確保できるということであれば、これはもっともっと積極的に行うべきだと思うんですけど。平成30年度のところでも、ある程度できたということになってるんだろうと思うんですけど、要はその行政サービスの提供をしてない資産を、国も各地方自治体が持つ必要がないということをもうはっきり現在では言っておられるわけで、もっと積極的に売却を進めていくべきだと思うんですけど、これに関してはどうなんですかね、これぐらいのスピード感でいいものなんですかね。それとも、もう少しできるものなのか、いかがでしょう。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 先ほど岡田委員のほうから指摘がありましたとおり、今、遊休地のほうは選別して、売れるところから売っていくような形で、今ホームページ等で上げておりますし、それで、まだ売れないところもありますので、随時広報等に載せて進めていきたいと思うんですが、なかなか思うように売れないところがありまして、どんどんやっぱり進めていきたいと思っております。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 以前も指摘させてもらったんですが、祇園町の児童遊園地にしても、要は使っていない状況のまま置いてる。地域からも、もう使えないし荒れ放題になるんで、何とか市のほうでしていただきたいっていうようなことが出てるのにそのまま、立入禁止の看板だけ置いている。条例上は児童遊園地っていうことになってるのに立入禁止、周りに子どもがもういないんで、草もぼうぼうですし、地域の方も危ないんで何とかありませんかねみたいな話だったと思うんですけど。そういうところがあれば、もっと率先して、要は地域の方がお使いになるものだったら別ですけども、地域からも使えないということが出てるのにもかかわらず、やっぱりそのまま投げとくっていう。今、手続を進めていただいているみたいですけども、そういうところがそこだけなのか、ほかにもっとあるのであれば、要は管理もできてない状況で投げっ放しっていうようなことがもしあるのであれば、その時点ではまだ普通財産じゃないわけですよ、行政財産なんですよ。だから、こういうものにも載ってこないですし、ですんで、そういうものをもう少し担当者のほうで管理をされて、チェックをされて、必要なものは当然ですけどきれいにして、行政サービス提供していく必要あると思うんですけど、そうじゃないものに関しては、もう少しスピード感を持って。言い方悪いんですけど、どなたか使いたいという人のところに行くということが、その財産そのものにとっても、非常に社会全体にとっては有効なことですし、使えない人が持ってるより、どこかに使いたいという人おられるかもしれませんし。行政側からすれば、所有権が移転するだけで、管理することもないわけですし、少なくとも固定資産税は入りますから、やっぱり行革という視点からいっても、そういうことはもう少し小まめにやっていただくように要望しておきたいと思います。

**○門脇委員長** 要望でよろしいですか。

**○岡田委員** はい。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** ちょっと細かいことなんですけど、この1枚物の多様な歳入対策の促進ということで、ふるさと納税の推進のところで、がいな祭の花火に限定したガバメントクラウドファンディングをされたんですけども、自治体のクラウドファンディングっていうのはそんなに乱発すべきではないと思いますけども、これはもともとどういった経緯でっていうか、今後というのではないですよ。1回だけされたっていう感じですか。

○**門脇委員長** 東森調査課行財政調査担当課長補佐。

○**東森調査課行財政調査担当課長補佐** 導入の経緯につきましては、細かいことは把握しておりませんが……。

○**門脇委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これは、昨年度のがいな祭で、御案内のとおり、大変米子の大きな力だと思っておりますし、米子の町の力をまさにあらわす大変重要な行事であります。関係者の非常に大きな御努力のもとに成り立っているということでもあります。J Cの皆様方を中心として。J Cのほうも資金集め等、御苦労がありまして、なかなか財政基盤も厳しいという状況の中で、何か新しい資金獲得の知恵がないかという話題が関係者の中でありまして、米子市もそこに組みついて、何かできることを試行錯誤の中でやってみようということで、昨今、ガバメントクラウドファンディングをやるところもふえてきておりますので、やりました。去年は、やらせていただいたということではありますが、ただやはり、やった一つの反省として、御案内のとおり、去年はふるさと納税を使ってやったんですけど、どうしても寄附集めが外からということになります。ふるさと納税の仕組みがそういう仕組みでありますので。ここが、ちょっとやっぱりネックだよという話で、つまり市民の皆さんの寄附というのも、とても大きな財源、今もたくさんいただいておりますけども、そこにやっぱり軸足を置くためには、やってみただ、少し改善して、少しやり方を変えようということで、ことしはがいな祭振興会のほうでガバメントクラウドファンディングというのをやったということで、少し進化しとるということでもあります。したがって、今の議員の御質問にはそういうお答えになるということになります。

○**門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**門脇委員長** それでは、ないようですので、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時48分 休憩**

**午前10時54分 再開**

○**門脇委員長** それでは、総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から3件の報告を受けたいと思います。

初めに、米子市・淀江町新市まちづくり計画の進捗状況について、当局からの説明を求めます。

八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** そうしましたら、3件の報告案件でございますので、最初は新市まちづくり計画の進捗状況についてでございますけども、それぞれ担当のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○**門脇委員長** 松本総合政策課広域行政推進室長。

○**松本総合政策課広域行政推進室長** そうしますと、米子市・淀江町新市まちづくり計画

の進捗状況について御説明させていただきたいと思います。説明資料と事前に配付させていただいております新市まちづくり計画、本編のほう、合わせてごらんいただければというふうに思っております。

このたび、米子市・淀江町新市まちづくり計画ですけれども、本年度を最終年度としておりまして、こちら、今現在、総合政策課のほうでこの計画の総括する作業を進めているところでございます。その総括作業につきまして、主要な投資的事業、こちら計画に記載されている事業について取りまとめを行い、報告できる状態になりましたので、一旦、中間報告という形で示させていただくものです。事前に、この計画が16年度に作成されたということもありますので、簡単に計画について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料のほう、1番目、新市まちづくり計画の役割としてるんですけども、こちらのほうは新しい町の基本方針ですとか主要計画などについて定め、合併の際に、例えば地域住民の方ですとか議会の皆様に対して合併市町村の将来のビジョンを示すという一つの役割を持っております。2つ目は国の財政支援を受けるための役割ということでございまして、新市まちづくり計画に記載されております事業は、合併特例債といった国からの財政支援を受けることができるということになっております。計画の期間でございしますが、平成17年度から令和元年度までとなっております。計画のほう、済みません、14ページのほうを開いていただきますと、新市まちづくり計画、こちらのほうの新市の将来像ですとか、主な基本目標の施策の基本方針が続けて載っております。

そうしますと、資料をはぐっていただきますと、施策の体系ということでして、大きく基本目標を6つ、基本目標に続きまして、施策の基本方針ということで、27個の基本方針を定めているところでございます。

続きまして、資料の3ページでございまして、投資的事業の進捗状況ということでございしますが、こちら、事業の分類につきましては、4つの段階で分けて整理させていただいております。1つ目が実施済み、これはもう既に終わったものと、完了見込みのあるもの。おおむね実施ということで、一部未実施もあるものの、おおむね実施が完了しているものです。継続といたしましては、いわゆる施設の、例えば修繕ですとか、年度に定めのないもの、引き続きずっとやっていたいかなければならないものを継続という区分。その他というのは、諸事情によりまして中止、休止の状態にあるものを掲載しております。全体像としましては、3ページの上にあるように取りまとめているのですが、全体としまして事業数49に対しまして、実施済みが32件、おおむね実施が7件、継続実施7件、その他が3件という内訳になっております。

これの細かい内訳が5番目としまして、基本目標別進捗状況としてお示しさせていただいております。こちらのほう、①から⑦までがついておりますのが、計画のほうに掲げております主要事業になっております。

計画の分、21ページをごらんいただけますでしょうか。こちらのほう、主要事業という形で、このたび整理させていただいておるのがハード事業ということでございまして、例えば21ページですと土地区画整理事業というのを載せさせていただいております。さらに、そこに続きまして、詳細な事業が(1)(2)(3)という形で示させていただいております。

それでは、6ページ目でございます。最後、投資的事業の一部ですけれども、実施、継続

実施を合わせると約45件、約94%が実施済み、実施済み、おおむね実施、継続実施ということになっておるといことで、ほぼ計画どおり取り組みが進められているという状況であると考えております。なお、この地区別で考えますと、両地区に関連するものは14件、米子地区のみに関連するものは29件、淀江地区のみに関連するものは6件というふうになっております。

最後、7ページをごらんくださいませ。こちら、参考資料といたしまして、計画に記載のある事業ではないんですけども、この新市まちづくり計画の実施期間のうちに、淀江地区で実施させていただきました、ハードもソフトも含めてのところ、主なものを一通りまとめて参考資料という形で示させていただいております。簡単ではございますが、以上、資料の説明を終わらせていただきます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** これは、合併のときに15年間の計画ということでつくられて、15年がたつので、この計画そのものはいわゆる評価をして終わりますよということになるんでしょうか。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** このたびの報告でございますけれども、委員おっしゃいますように、新市まちづくり計画が計画期間15年ということで、最終年度を迎えるに当たりまして、このたび中間報告をさせていただいたものでございます。最終報告につきましては、年度内にさせていただきたいと思っておりますが、やはり引き続き新市の一体化ですとか均衡ある発展、これにつきましては引き続き取り組んでいく必要があるかと思っております。それにつきましては、淀江振興本部の設置ですとか、そういったような形で意見を吸い上げながら、引き続き新市の一体化、均衡ある発展については取り組んでいきたいというぐあいに考えております。

**○門脇委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 済みません、ちょっと補足をさせてください。一応、今から約15年前に、この新市のまちづくり計画というのができました。それで、この新市まちづくり計画のほとんど全てのことが、同じ年に策定されました新市での新しい米子市総合計画の中に、この中身というのは全て入っております。ですから、基本的にこの15年間の取り組みといいますのは、この第1次、第2次、第3次の総合計画の中で、それぞれその中身が入っておりますので、皆様方にいろいろ進捗を報告させていただいた。それで、先ほど総合政策課長が申し上げましたとおり、一応15年間の計画なんで、あと、具体的にいいますと、これでできてない部分はこれですよとか、もうあとはできてますよ、それを皆さん方に報告をさせていただくのと同時に、少しありました淀江の地域審議会というのがこの条例で15年後に終わるといことになりまますので、それにつきましても、一応最終的な総括をして御報告をさせていただきたいということでございます。

中間報告といいますのは、あくまでも今回の報告を2回に分けてさせていただくということであって、それは中身は何かといいますと、今回はハード事業を主に報告をさせていただいておりますが、ソフト事業については、この計画を見ていただくと、主要な事業で

ソフト事業というのも書いてあります。それについては、今回これには載っておりませんので、このソフト事業のことも含めて、最終的には今年度中に報告をさせていただくということで、中間報告という言い方をさせていただいておるということをひとつ御理解を願いたいと思います。以上です。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 計画期間がそもそも15年なんぞということなんですけれども、正直言いますと、要は今、淀江のほうで産業廃棄物の最終処分場の計画、立ってます。淀江の方の中には、合併してから、その方の御意見ですよ、何にもないのに、急に来たら産廃計画があると、何だよ、みたいなことを言われる方がおられるんですよ。これは、ここに書いてあるように、15年間でこれだけやりましたよと言われるんですけど、それがわかっておられない旧淀江の町民の方もおられます。この計画がここで終わりましたよっていうことになる、言い方は悪いですけど、これ伝わり方によっては、もう終わるの、もう何もないのみたいな雰囲気、多分出てくるんだろうと思うんですね。ですので、この計画そのものがもともと15年間だということはおわかりですけども、きちっとやっぴりやったことをね。この間、私、質問いたしましたけど、淀江の球場すらまともに管理できてないのに、15年間で、いや、やりましたよというような中間報告になってますけど、淀江球場のことなんか全然書いてありませんけどね。そういう類いの部分をきちっとやっぴり押さえていかれないと、いや、当初の計画がこうですから、15年間たちましたんで中間報告して、これで終わりますよみたいなことの伝わり方をしますと、ちょっと僕は誤解を受けるような気がしますんで、そのあたりは丁寧なやっぴり説明といいますか、行動も含めた説明が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○門脇委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** ありがとうございます。今回のまちづくり計画については、一応、合併をしたときのことで15年ということですが、淀江のまちづくりにつきましては、これで終わりということではありません。先ほど総合政策課長が申し上げましたとおり、これからもまちづくりというものを進めていかなければならないというふうに考えております。

そこで、今までは地域審議会というものがあつたんですが、現在それにかわる組織といたしまして、淀江の各3地区の自治会長さん、副会長さん、あと公民館長さんが集まったこれからのまちづくりの場というのが今立ち上がりまして、今後はそこを中心にまちづくりを進めていくというのと、あと、岡田議員さんがおっしゃられたこの15年間の、合併をしたときのお約束として、こういう事業をやりましたという丁寧な説明、そして先ほどの淀江の球場の話ですけども、当初はなかったことが、15年間というときがたった時点で新たな課題として出ている、その課題に対する対応なども含めて、これは丁寧に地元の方に説明する機会とかというのめやっぴり設けていきたいなというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** ぜひ、先ほどおっしゃったように、例えば淀江支所のほうでとか、自治会長さんのほうでとかっていうことは、ここではわかって、多くの方は、この計画が終わりましたと聞いたときには、あつ、もう終わったんだと、淀江に対しては何もしてくれない



んだという感覚を持たれる方も僕は多いと思うんですね。実はこういうシステムになりますよと、今御説明していただきましたけど、それを知ってる方、それがわかる方ってそんなに多くないですよ。それは、やっぱりきちっと広報していかなきゃいけないと思いませんし、やっぱり淀江支所の拡充ということが、淀江の住民の方にも、ああ、本当だなあと、淀江支所が頑張ってごしとるなとか、動きがあるなとか、やっぱり実感できるように。さっき言った淀江球場の件は計画に入ってなかった、この計画そのものは、合併して旧米子も旧淀江町もよくなりますよという計画なんだろうと思うんですけど、そうしますと、この項目にないからやらないとかってというような発想じゃなくて、そもそもそういう流れの中で出てきた問題は、要は単独の町であればできたんだけど、合併するとどうしてもそういう意識が薄くなるということがあるから、こういう計画をおつくりになったんだと思うんですけど、そうすれば、細心の注意、要は旧淀江町として残っていれば、今の伯耆町とか南部町みたいに、単独で残ったところのほうが細かなサービスがされてるんじゃないかと思ってる人って多いと思うんですよ。それを合併してもそうじゃないですよということで、この新市まちづくり計画というのをお立てになったと思うんで、その過程の中で出た問題というようなこともやっぱり順次きちっと解決していくようなこと、淀江球場の件もそうですよ。だって、単独であれば球場なんかきちっともっと管理できたのにとか思ってる方、おられるかもしれませんよ。というか、思ってますよ、はっきり言いますと。そういうようなことの部分も含めまして、もうちょっと目に見える形で、僕は広報をしていただくように、この計画が終わるんであれば、特にそこは最善の注意を払って行っていただきたいということをお願いというか、要望をしておきたいというふうに思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 15年がたつんだなという感じですけども。私は若干ちょっと今の岡田委員の意見と違う部分があるのは、合併のときの経緯、当時、総務省が合併を促進した際に、どちらかという、その説明機会なんかも、合併すればよくなるみたいな話のほうが先行したわけです。でも実際には、私から見ると、行革だったと私は思ってまして、淀江町が単独でいっとたら私、できてないこといっぱいあるんじゃないかと思っまして、それを合併することによって、力を合わせて何とか実現してきたというのがこれだと私は認識しています。

ただ、今回のこの計画の中で、その他で中止及び休止になった事業、3事業ですか、ありますね。この部分についての特にもう少し具体的な説明というのがいただきたいと思います。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** まず最初に、この合併の趣旨が一つに行革の視点もあったんじゃないかということでございますけれども、そういったこともございます。岡田委員からの話がありましたけれども、小規模自治体には小規模自治体の取り回しのよさですとか、きめ細かな部分もございますし、ある程度の規模による効果、効率のよい行政運営というのもやっぱり一方でございます。15年前の市町村合併を総務省が進めた中には、背景にはやっぱりそういった視点もございます。

その中で、財政支援措置、やはりございまして、合併特例債、それと交付税の算定が有

利になるということをごさいます、次回の報告で詳細にお示しはさせていただきたいと思ひますけれども、ざっと試算いたしますと200億程度の効果というぐあいに試算をしておるところでございます。それをもとに、この、今、計画や資料に書かせていただきましたもろもろの事業、まちづくりを行うことができたというぐあいに思っておりますので、それもやはり大きなメリットではなかったかというぐあいに思ひます。

それと、できてない事業、その他ですね、3つございます。まず、区画整理事業でございます。区画整理事業につきましては、旧淀江・旧米子地区、それぞれございます。旧米子地区につきましては、米子駅周辺の区画整理事業でございます。南ですとか東の区画整理事業でございますけれども、御存じのように、経済社会情勢でございます。組合施行ということで、事業化には至らなかったということで、これは実施になっておりません。

それから、旧淀江ですけれども、支所の海側、白浜ですね。今、農地として土地改良の整備として、かんがい排水、スプリンクラーで水出しをやっておりますけれども、この農地のところを、市街地に隣接しておりますので、区画整理をしようという計画がございましたけれども、これにつきましても、実は農振地区でございまして、その辺の規制解除と、それと組合施行ということで地権者、関係者の合意がそろわなかったということで中止になっております。

それから、東山公園下水道施設整備事業でございますが、東山公園内の下水道施設整備でございますが、これは、現時点では市民体育館の再整備にあわせて整備を行うということで、いまだ事業化には至ってないというところでございます。

それから、5ページ、耐震性貯水槽整備事業、これは防火水槽の耐震化を図るという事業でございます、市内に二百数十カ所ございます。1カ所、米子消防署建てかえのときに米子消防署のものだけを行いました、この事業費が1カ所につき千数百万程度かかるというものでございます。多額の費用がかかるということと、地震の種類によってはこの耐水性の貯水槽もなかなか効果が発揮できない場合もあるということで、事業化にはまだ至っていない。今後、検討が必要な事項であると思っておりますが、この15年間の間では事業化には至らなかったというものでございます。以上がその他の3点でございます。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 合併したときに、議会のほうも新市まちづくり等調査特別委員会を設置して、私、当時、委員長だったんですけど、議論を結構したりしました。今、その他で、休止及び中止で未整備でございますと。とりわけ、東山なんかの話は先ほどあったように市民体育館の再整備にあわせてという今後の考え方の中でクリアしていくということですし、それから耐震性の貯水槽なんかについては、今の時代ですから、これからの防災・減災のあり方の中でどのようにしていくのかということですから、この事業がこれで終わったとしても、いずれは整備する問題として、引き続き、そちらの新しい、先ほど部長のほうに他の計画というか総合計画のほうでという話も出てまいりましたけど、実現を図っていくことには変わらないということよろしいですね。ぜひ推進していただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

**○門脇委員長** ほかにございませぬか。

岡田委員。

○**岡田委員** 済みません、一つ聞いてみたいんですけど。合併協議会をやって、米子の駐車場から市庁舎に入ったときに、米子の名誉市民の方と、それから功労者の方かな、駐車場から入った本庁舎の入り口のところの右手に写真、功労者の方と、それから名誉市民の方とおられると思うんですけど、合併して15年で淀江出身の方の名誉市民というのは、ないですね。功労者というのもないですよ、ありましたですかね。

(「市民栄光賞。」と声あり)

市民栄光賞。市民栄光賞と名誉市民と2つ写真が張ってあると思うんですけど、あそこにはおられないんですよ、淀江出身の方。

○**門脇委員長** わかりますか。

八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 済みません、全て把握しておりません。

○**門脇委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 実は、この間淀江の方と話してたときに出たのが、要は合併協議会っていうのは違う自治体の一つになっていくっていうのは、いろんなことでお互いが気を配り合わない一つとしてよさが出てこないということになるんだろうということで、こういう計画を立てたと思うんですけど、やっぱり淀江町出身の人間にも立派な人がいっぱいおられて、あそこに写真が出るような人間もおられるんで、もしそういう選考があるのであれば、ぜひとも入れていただきたいということを言われる方がおられて、僕はそうだろうと思うところがありまして、この計画の中にはないんでしょうけど。そういうのって全然ないんですか。

○**門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

○**長谷川総合政策課長** まず、計画の実現のことをございますけども、実は合併協定書の中の協定項目の中に表彰関係というのがございまして、これまでの名誉市民、特別功労者、功労者等の功績、業績については新市に引き継ぐということになってますので、基本的には、旧市、旧町の名誉市民、名誉町民の方、特別功労者については引き継いでいくと理解しておりますが、ただ、今の状況をちょっと把握しておりませんので、対応についての回答につきましては、申しわけございません。

○**門脇委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 先ほどおっしゃった名誉町民というのを引き継いでいるということになると、あそこに写真がないというのはおかしいと思うんですけど。それか、淀江支所のほうにあるのかですね。でも、一つになったと言うなら、それは引き継いだと言われるのであれば、ぜひともそういう対応を。淀江の方でそれを言われる方おられたんで、合併して15年間たって、旧淀江町から出てないというのも少し寂しいというふうなことを言われる方がおられたもんですから、その辺の検討をぜひともしていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

○**門脇委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** これは要望という形になりますけども、合併してから、結婚した淀江、先ほど岡田委員も言われましたけど、淀江にいかにか米子市として投資というか、相手として合併してよかったと言える形で、淀江が振興をいかにかするべきかということ、今までも質問

等でしてきたんですけれども、7ページ見ますと、この15年間で淀江を中心に投資した事業が書いてありますけれども、私は議会でも言いましたけど、今回、令和元年で上がりました古代伯耆の丘の公園の史跡等の事業だとか、それから、ちょうどことし上がりましたけれども、ゆめ温泉の改修等、ついてるんですけど、本来は15年の最終年度に上がるべきではなくて、前もって、もっと先のとてから事業取り組むべきだったと思っております。そういう面では、まだまだ不十分な面が多いと思しますので、新市のまちづくりに引き継いでいただいて、このあたり、できなかつたところをぜひ力を入れて、続けてやっていただきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○門協委員長** ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次に参ります。

次は、中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて、当局からの説明を求めます。

若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 最初に、資料について確認させていただきます。中心市街地活性化基本計画のフォローアップについての資料に、クリップどめで右肩に参考とあつて、ウォーカーブル推進都市についてがございます。その取り組みについて、関連いたしますので、あわせて説明させていただきます。

それでは、まず、中心市街地活性化基本計画のフォローアップについてでございます。認定を受けました中心市街地活性化基本計画につきましては、法律に基づきまして、認定市町村みずからフォローアップ、自己評価をすることとされております。フォローアップにつきましては、計画期間中に実施いたします定期フォローアップと期間終了後に実施いたします最終フォローアップの2種類がございます。今回御報告いたしますフォローアップは、基本計画の進捗状況につきましてはの確認または見直しを行うことを主な目的としており、原則、毎年実施するものでございます。最終フォローアップにつきましては、基本計画の終了後に、取り組みに関する総合的な評価を行うことを主な目的としております。

本市におきます中心市街地活性化基本計画は、平成27年11月に国の認定を受けました。計画期間は平成27年12月から令和3年3月、5年4カ月の期間でございます。平成27年度から令和元年度までは定期フォローアップを、期間終了後に最終フォローアップを実施することとなっております。それでは、詳細については担当のほうから説明させていただきます。

**○門協委員長** 深田都市創造課係長。

**○深田都市創造課係長** それでは、私のほうから御説明申し上げます。お手元のフォローアップ報告書のほうをごらんください。まず、平成30年度終了時点の本市中心市街地の概況でございます。最近の状況といたしまして、2核1モールの一方の核であります角盤町周辺エリアでは、地元商店街振興組合が中心となりまして、関係民間企業、米子商工会議所、鳥取県、米子市などが参画いたします角盤町中心市街地にぎわい創出プロジェクトというものが毎月1回、定期的に会議を重ねておりまして、地元根づきつつあります地ビールフェスタや商工会議所が主催されます米子グランマルシェなど、各種ソフト事業に協力・連携を行い、その相乗効果によります来街者の増加、新たなにぎわいの創出につながっていると考えております。

もう一方の核であります米子駅周辺エリアにつきましては、平成30年度は、駅前の商業核の一つでありますイオン米子駅前店、こちらのほうが初めて満床となりましたし、新たなホテルの建設も現在進んでいるところでございます。これらのことから、来街者の増加によりまず一層の活性化が期待されているところでございます。

これら2つのエリアにつきまして、核にふさわしい集客、回遊ゾーンを構築し、中心市街地全体にその波及効果を行き渡らせるべく、事業者と関係機関が一体となって、効果的な事業実施に向けて取り組むこととしているところでございます。

続きまして、フォローアップ結果と目標達成の見通しについて御説明いたします。お手元の資料の3ページをごらんください。3ページには、中心市街地活性化基本計画で定めております目標、目標指標、基準値、目標値、こちらのほうと、このたびのフォローアップで集計いたしました最新値と今後の見通しを表で掲載しております。今回のフォローアップ報告で、前回の見通しと変わった点といたしましては、下町観光ガイドの利用者数、こちらの最新値が目標値を超えまして、今後も目標達成可能と見込んだところでございます。詳細は後ほど御説明いたします。

続きまして、個別の目標指標について御説明いたします。まず、人が集いにぎわうまちという目標の指標としまして、歩行者等通行量と駐車場利用台数の2つを設定しております。歩行者等通行量につきまして、5ページ目のグラフをごらんください。これは中心市街地4つのエリア、合計12地点で測定したものでございます。最新値のほうですが、ここ数年の減少傾向から上昇に転じております。これは角盤町エリアと駅前エリアの数値が上昇したことによるもので、特に角盤町エリアは近年大きく数値を下げていたところでしたが、平成25年以降で初めて上昇のほういたしました。これは、角盤町エリアで実施しておりますソフト事業などの活性化策が数値のほうに反映されたものと考えております。

続きまして、駐車場の利用台数につきまして、11ページのグラフをごらんください。こちらは、民間4カ所を含みます計9カ所の駐車場利用台数の合計値を測定しております。こちらにつきましては、最新値は129万8,837台で、結果としましては、昨年と比べて12万2,580台の減少となっております。これは米子駅前地下駐車場が改修工事のため11月から利用停止になったことと、角盤町エリアでやよいデパート跡地に調査対象となっていないひまわり駐車場が整備され、民間駐車場利用台数が総体的に減少したことによるものと考えております。米子駅前地下駐車場は、ことし8月から利用再開となっておりますが、今回のフォローアップ報告においても数値は横ばい程度だと想定されております。また、民間駐車場利用台数につきましては、高島屋東館のリニューアルオープン、える・もーる駐車場の複合施設へのリニューアルなどが今年度ございますので、民間駐車場利用台数は増加が期待されているところでございます。

続きまして、歴史や文化、自然に触れ合えるまちという目標の指標といたしまして、文化施設利用者数と下町観光ガイドの利用者数、こちらのほうについて御説明いたします。まず、文化施設利用者数について、15ページのグラフをごらんください。こちらにつきましては、最新値のほうは108万3,073人で、前年と比べて2万8,877人の減少となっております。前年に比べて減少した原因といたしましては、コンベンションセンターのほうで施設の一部で改修工事が行われまして、利用者数が減少したためと考えております。そのほかの施設の利用者数はおおむね堅調に推移しておりまして、コンベンシ

ョンセンターの改修工事が終了し、通年で利用者数が積算できるようになれば、目標値の達成は可能と見込んでいるところでございます。

続きまして、下町観光ガイドの利用者数につきまして、17ページのグラフをごらんください。最新値のほうは2,106人で、前年と比べ949人の増加となりまして、先ほど申しましたが、目標値を超えました。これは団体客が多かったことが一番の要因ではありますが、もう一つ、実施主体のほうが米子市観光協会から民間の米子観光まちづくり公社のほうに変更となりまして、観光協会の時代には事前予約制であったガイド事業を予約なしでガイドされるようになりまして、個人旅行者のニーズの取り込みが数値を押し上げる要因になったということをお伺いしております。

最後に、住みたくなるまちという目標の指標として、人口の社会増減について御説明いたします。20ページのグラフをごらんください。青のほうが社会増減で、それぞれ暦年の3月末の数値となっております。目標値は平成27年度末から令和2年度末までの平均値をプラスにすることということでございますが、平成30年度末、単年度数値はマイナス32人、平均はマイナス22人でございます。目標達成に寄与する主要事業であります民間共同住宅建設事業を見ますと、住宅建設自体は続いておりますが、平成30年度社会増減は昨年度に引き続きマイナスとなりました。これは民間共同住宅の竣工に伴う転入者以上に転出者があったためと考えられます。人口の社会増に効果の高い大規模集合住宅の建設は、中心市街地に近接している地域で続いておりますが、こちらのほう、数値上反映できませんので、数値の改善につながっていないという苦しい状況ということでございます。以上で説明を終わります。

**○門脇委員長** 若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 引き続きまして、関連いたしますウォークブル推進都市について担当のほうから説明させていただきます。

**○門脇委員長** 相野都市創造課課長補佐。

**○相野都市創造課長補佐** そうしますと、ウォークブル推進都市について説明させていただきます。右上に参考と書いてあります1枚物の資料、こちらの資料を見ていただきながら説明させていただきます。まず、ウォークブルとはどういうことかといいますと、カラーでイメージ図を掲載しておりますが、町なかを車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取り組みのことです。このたび、国土交通省が居心地がよく歩きたくなる町なかの形成を目指し、ウォークブルなまちづくりをともに推進するウォークブル推進都市を募集しました。米子市としましては、公共交通を生かした歩いて暮らせるまちづくりを目指していることから、本年7月末にこのウォークブル推進都市に応募をいたしました。そして、8月に、国土交通省が政策の検討を進めるパートナーとして米子市も含めたウォークブル推進都市を公表しましたので、報告させていただきます。

なお、今後の取り組みとしましては、各種施策の情報共有などを通じまして、米子市の特徴を生かしたウォークブル推進都市を目指していきたいと考えております。ウォークブル推進都市については以上です。

**○門脇委員長** それでは、当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** そうしましたら、計画のところ、山陰歴史館整備事業でしたか、11ページですか、目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果ということで、この山陰歴史館整備事業というのは、伯耆の国よなご文化創造計画に基づき、老朽化している山陰歴史館を整備することにより来館者や利用者の拡大を図るということで、今、全庁的に協議をしているということのようですね、これは決まっていることってというのはどこまであるんですか、この山陰歴史館に関しては、よく出ますけども。

**○門脇委員長** 若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** このフォローアップの報告書の作り方の場合は、当初のつけたものをまず掲載いたしまして、変更がまずできていれば、当然変更した形になります。

それで、現在の山陰歴史館の検討状況でございますが、これにつきましては、議員おっしゃられました伯耆の国よなご文化創造計画において、この事業については位置づけられておりました。ただ、令和元年7月に策定した米子市役所庁舎再編ビジョンの中で、山陰歴史館も対象施設となっておりますので、まず、この再編方針に沿って検討された後で、その結果を受けて、ここが必要であれば見直しをしていくと、変更をかけていくという状況になります。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 行革や何かの考え方も取り入れて庁舎再編ということの考え方はわかるんですけども、今見ますと、下町観光などはふえてきておられるということで、この間も美術館のほうにもかなり入り込み客が過去最高で、チームラボ展でしたか、行われたりして、中心市街地のほうに人がかなり来ているという僕はイメージがあって、数値的にはまだそこまで出てないようですね、各イベントにおいてはそれなりに、以前と違って誘客できてるといった感覚はあるんですけども、その流れの中で、この山陰歴史館という、結構大きいことなんだろうと思うんですけども、下町観光とか、米子城の整備ということも含めて、大きなことだと思んですけど、それは庁舎の再編計画というものがまずあって、その後を決めるということによろしいんですかね。それとも、中心市街地活性化の観点からすれば、米子城の整備とか南北自由通路の整備というのと相まって、山陰歴史館というのはかくあるべしというようなものがあるんですか、いかがですか。

**○門脇委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** そのあたりのことについては、今後、山陰歴史館のあり方というのを庁舎再編計画の中で検討していくわけですけども、その検討の際に、やはり今議員さんが言われた中心市街地の活性化の視点とか、そういうものをもろもろ含めて、総合的に検討していくと、検討していかなければならないというふうに考えております。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 歴史や文化に根差した町をつくっていくという流れの中で、この歴史館、今の時点ではそんなに人がたくさん来ていただけるような状況だとはちょっと思えないんですけども。これを本当に核としていかれるのか、それなりの予算が相当かかっていくことになるだろうと思うんですけど、それをほかの機能で補完していくことができるのか、そのあたりを事前に情報提供といいますか、我々のほうにも、例えば審議会なり、専門家の中でどういう議論が行われているのかっていうことも含めまして、ゼ

ひともちょっと情報提供していただくようにしていただけたらというふうに思います。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今の議員の御指摘、そのとおりさせていただきたいと思っております。正確に言いますと、庁舎再編ビジョンの絡みが直接あるのは旧庁舎新館部分になります。ただ、これ、いい機会です。御認識いただきたいんですけど、山陰歴史館はじゃあ関係ないんじゃないかという話もあるんですけども、実は建物がつながっております。旧庁舎新館を壊した場合、その接続部分をどうするのかということと、あと、熱源が1つしかなくて、熱源を実は依存してます。つまり、旧庁舎の新館で熱源が一元化されておりますので、単純に壊してしまうと、山陰歴史館部分が熱源を失ってしまうという問題があります。

いずれにしても老朽化しておりますので、旧庁舎新館部分の解体撤去というのは、これはもう既定方針だと思っておりますが、そうした場合、市の指定文化財でありますいわゆる旧庁舎旧館部分というのをどの程度、どういう形で使っていくのか、そして文化財の保存とそれがどの程度までだったら共存できるのかということのをこれからしっかり見定めていく作業に入ります。その際、当然コストの問題も無関心ではおられませんし、ただ、貴重な文化財に指定されているものをどうやって残していくのか、何をどこまで残していくのかというようなことも含めて、議会も含めて、しっかり御意見いただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

**○門脇委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 最後に。合銀の前の米子支店のところも何か今動きが出てきておりますし、高島屋の東館なんかに動きが出ています。ようやくいろんな動きが出てきて、この中心市街地活性化というものが本当に芽を吹いてくれそうな感じになってますんで、ぜひとも行政のほうでもう一押ししていただいて、それを軌道に乗せていただきたいなというふうに思ってますんで。中心市街地活性化、数値だけじゃなくていろんな側面で、本当に、ああ、元気な町になったなと言ってもらえるようなまちづくりを進めていただくよう、要望しておきたいと思えます。

**○門脇委員長** ほかに。

中田委員。

**○中田委員** ちょっとこれ、意見になってくるかもしれませんが、さっきの、例えば山陰歴史館でいえば、公会堂のときに村野藤吾がっていうことで地元的设计士の方々も大騒ぎするほど盛り上がりまして、ああいう結果になって、意外と、山陰歴史館の佐藤功一さんというのは大隈重信の記念講堂とかいろんななりっぱな建造物を建てている人なのに静かだと思って、それだけあんまり惜しくないのかなって、興味がないのかなって、ちょっと思ったりもするんですけど。さっき副市長がおっしゃったように、熱源の問題と、それから、例えば今の利用以上の利用といいますか、お客様に対するサービスを向上させるような利用をしようとする、恐らく後ろ側とかの改修でつけ加えていかないと、なかなかこんなことにはならないだろうと。ですから、まさに文化財としての保存活用の視点なのか、それとももっと向上させた市民の利便施設としてのものなのかのところは、はっきりコンセプトをつくっていかないと多分できないと思うので、この辺についてはまたよろしくお願ひしたいというのが一つです。

それから、この中心市街地活性化基本計画、いわゆるトライアングルゾーンのように2



核1モールを中心にやってきたわけですけど、点としては個別にいろいろ芽が出てきて、いろんな動きもあってやってきましたけど、私はやっぱり、よその実例なんかも見てると、基本的に線の部分というか、ストリート沿いの形成というのがきちっとなっていくと面につながってくるみたいなのが見受けられるわけですね。そうすると、今さっき、合銀跡の話がありましたけど、角盤町エリアに続くこの9号線沿いのラインというのは、僕は非常に大切なラインじゃないかなと思って、もっと言うと、城から続くこの9号線沿いというところを、どうやって何かいい感じになっていくのかみたいところが非常に重要だなと思っていて、いよいよこういう時期に来ているわけですけども、それ以上の部分は自然発生的に民間の活力の中でやっていけることと、行政がどの辺まで手を打つのかというところの辺を、これも見定めながら、計画期間内であってもやっていただきたいなという思いがあるんです。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** おっしゃるとおりだと思っております。特に山陰歴史館の部分、今おっしゃったとおり城山下町観光という観点もありますし、それからもう一つ、これも御案内のとおりであります。いよいよ米子港の開発の話が、かわまちづくり計画というものをきっかけにございます。ここにもぜひ民間投資を中心とした開発を入れてきたいと。ここの結節線に実はなるということで、非常に重要な場所になってくるんだろうと思っています。

重ねてであります。当然、行政でつくりつけていくということもあります。民間の登用といったようなこともぜひ考えたいと思っておりますし、そのためにも、今の山陰歴史館を特に使っていくとなると、かなり数値は高いようですが、そうはいっても耐震の補強は若干必要だということと、それから外壁の補修も多分必要だろうと。それから、何よりも結構厄介なのが、今、空調がないんで、空調を入れないといけんと。新しい熱源と新しい配管と空調、そういったものを既存の建物の中にどう入れることができるのか、できないのかというあたりを、ちょっとよく専門家の方に、保護の観点からまずは確認してみないけんというようなことで、近く、文化財保護審議会のほうで、そういった御議論をちょっといただくような段取りを文化振興課のほうで進めているというのが今の状況であります。

いずれにいたしましても、米子の町が動き始めているという実感は私も持っておりますし、今が大きな節目だと思っておりまして、これから多分さまざまな動きが出てまいります。そのためのかじ取りを間違わないように、しっかりやっていきたいと思っております。そのためにも議会の御理解とお力が必要でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○門脇委員長** ほかにございますか。

石橋委員。

**○石橋委員** 一つ質問なんですけど、角盤町エリアのにぎわいということで、ちょっと歩行者の数も上がってきているというようなことで、何かあそこら辺にぎやかだなんていうように思っているのかなって思うんですが、ひまわり駐車場の周辺の、ちょっと東側の飲食店の人に聞きましたら、結局あのとときに来るのは市内の業者じゃなくて、いろんなところからやってきた人がもうけて帰るだけだあって、うちなんかはそこに来た人が昼御飯食べに来るかぐらいのことしかないでっていうふうな話もちょっと聞きましたけれど、地ビー

ルフェスタのときにに出店されるっていうのはどうなのでしょう、市内の業者さん、市外の業者さん、どんなふうな出店状況なのかなっていうのが。

**○門協委員長** 若林都市創造課長。

**○若林都市創造課長** 実際、議員さんおっしゃられますように、お客さん、かなり広域に集まっていたくためには、目玉となるような市外の業者さんにも来ていただいております。ただ、実際に現場に行っていたら、米子の地ビールとか、それから大山地ビールだとか、市内・県内の業者さんにも出ていただいておりますし、実際の料理なんかにおいても、市内・県内の業者さんにも来ていただいて、両方がまざる形で、広域にお客さんを集めていただきつつ、地元業者にも集まっていたいて、それを両方で相乗効果をもたらすと。それから、お昼御飯だけが効果だということ、そういう方もおられるかもしれませんが、実際には二次会ということで角盤町、朝日町のほうとかに、既存の市内の事業者のほうに回っていただくことも想定して事業をやっておりますので、やはり魅力あるものにするためには、毎回同じ事業者に来ていただいても困るので、全国から話題性のあるビールを持ってきつつ、でもやっぱり米子のビールがおいしいよねっていうことで、それも飲んでもらうということで相乗効果を生んで、企画を毎回、ちょっと目先を変えて、させていただいてると。事業主催自体は角盤町商店街ですんで、そちらのほうでそういう企画をいただいているということでございます。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** その経済効果みたいなものは、すぐには数字ではなかなか把握ができないところかとは思いますが、数字的な効果みたいなものが上がっているようなことはありませんか。

**○門協委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 済みません、そのところについては、あそこ自体が所管が商工課のほうの所管になりますので、基本的には……。

**○門協委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まだ具体的な経済効果を算出しているという話は聞いておりませんが、大体毎回、御出席いただいた方はおわかりだと思いますが、私は毎回必ず出るようにしてありますが、大体少ないときでも1,500人から2,000人、多いときですと3,000人、4,000人、5,000人近くの方がお出かけになってるところです。その経済効果というのは大体わかるわけでありまして、1人当たり何に幾らかけるかという話でありますし、月に1回であります。この9月、そして10月と、それから8月とか、2日間開催ということで金、土、2日間開催、さらに、つながるマルシェという形で商工会議所の皆様のお力もいただいて、土曜日はお昼もずっと続けて、10時開会で夜9時までやっているという流れになっておりまして、この際の人出もかなりの人出があります。当然、これをしっかり定着していくことが何より肝心でありますので、引き続きやってまいりたいと思っておりますし、そういった観点でいけば、相当な経済効果が出ているだろうと、このように思っております。以上です。

**○門協委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門協委員長** それでは、ないようですので、次に入ります。

次に、淀江地区光ファイバ網整備事業の進捗状況について、当局からの説明を求めます。  
堀口情報政策課長。

**○堀口情報政策課長** お手元にA4、2枚物で、淀江地区光ファイバ網整備事業の進捗状況についての説明をさせていただきます。先ほどの新市まちづくり計画進捗状況についての7ページの情報網整備、この2つの事業のことを指しています。1ページ目が経過、概要、進捗、今後です。2枚目がちょっと細かいことになるんですけども、スケジュールと、裏が全体の施工のエリアの図を示しております。

では、1枚目の御説明をさせていただきます。まず、経過、概要ですけども、米子市が淀江地区に整備したケーブルテレビ設備は放送開始から10年以上経過しており、設備が老朽化しているため、設備の更新が必要となりました。そのため、中海テレビ放送が主体となり、鳥取県と米子市の補助を受け、平成30年度と令和元年度の2年で、新たに光ファイバー網を整備しているものです。工事の進捗ですけども、工事対象世帯約1,600世帯のうち、残り200世帯が工事が残っておりまして、これは年内に完了する見込みとなっております。

今後ですけども、令和元年度末をもちまして、淀江地区ケーブルテレビ管理運営事業と淀江地区光ファイバ網整備事業については事業終了となりまして、令和2年度以降の淀江地区のケーブルテレビ事業は中海テレビ放送へ完全移管ということになります。報告は以上です。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時50分 休憩**

**午前11時52分 再開**

**○門脇委員長** それでは、引き続き、総務政策委員会を再開いたします。

委員会の行政視察、11月6日から8日、この現在の状況について、それでは、佐藤主任のほうから。

佐藤主任、お願いします。

**○佐藤議事事務局議事調査担当主任** 今現在、御提案いただきました視察先、視察項目をもちまして、いろいろなところに打診をしているところなんですけれども、11月の6日から8日の日程で実施をされる予定なんですけれども、現在のところ11月8日、最終日の兵庫県小野市、これは市役所の新庁舎の整備に向けた取り組みについてのほうは受けていただけましたけれども、6日、7日の2日間は現在のところ、ちょっと打診中であったり、いろいろなところ探してはいるんですけど、まだ決定しておりませんので、ちょっときょうの時点ではここまでの報告ということになります。

**○門脇委員長** それでは、今、事務局のほうから御報告いただきました。11月6日、7日が未定ということで、皆さんからいただいた視察先を順次当たってみていただいておりますけれども、なかなか受けていただけたところがございますので。今後、この後、御相談ですけども、皆さんのほうからいただいた中で、公共交通のことが主にあったと思うんですけど、それに減災・防災関係のところもちょっと加えさせていただきます、ま

たちよつと委員長、副委員長で相談しながら視察先を決めたいと思いますけども、御了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○門脇委員長** 皆さんからも、またいいところがありましたら、委員長なり副委員長、事務局でも構いませんので、言っていただきたいと思います。

それでは、行程が決まり次第、皆様にメール、ファクスでお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。視察を行うに当たっては、事前に具体的な質問事項を視察先にお知らせする必要がございますので、その提出についてもお願いしたいと思いますので、これもあわせて後日お知らせしたいと思います。

では、この視察につきまして、皆様から何か質問、意見等がございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 55 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務政策委員長 門 脇 一 男